

仕様書(案)

1 業務委託名

岡山市移住プロモーション動画・コンテンツ制作業務委託

2 業務目的

東日本大震災以降、災害の少なさや温暖な気候、交通結節点としての利便性の高さなどから「岡山市＝安全・安心で住みやすい都市」という全国的な認知度が高まった。その後、新型コロナウィルスの感染拡大により生じた地方移住への関心の高まりもあり、近年、岡山市への移住相談者数が大幅に増加している。

岡山市では、様々な移住に関する相談にワンストップで対応するため、平成25年度から「移住定住支援室(現おかやまぐらし推進室)」を設置するとともに、平成26年度には岡山市への移住を促進する情報サイト「おかやませいかつ(<https://okayama-life.jp/>)」を開設し、運用している。

おかやませいかつ及びYouTubeチャンネル「おかやまぐらし推進室」では、岡山市の魅力を発信するPR動画及び移住者の生の声を届ける移住者インタビュー動画・記事を配信している。本業務は、これらコンテンツの作成を行うものである。

また、岡山市への移住に関心がある層には、岡山市に対して

- ①気候が温暖で、食べ物もおいしそうで過ごしやすそう
 - ②災害(とくに地震)が少なく安全そう
 - ③都会過ぎず、田舎過ぎない、ほどよい便利さ
- といったイメージを持っている人の割合が多い。

そこで、子育て世代を中心に、上記①②③に関心がある層に岡山市の存在を知っていただき、岡山市への移住を検討の選択肢に入れる人を増やすことにより、岡山市への移住を促進することを本業務の目的とする。本業務の主なターゲットは、首都圏及び関西圏に居住する、住環境や将来の暮らし方を見直し始めている20代から30代の世代とする。

【提案項目】

- 本業務の目的達成に向けた戦略の考え方、それに基づいた具体的な実施計画（作業スケジュール案）、実施体制、提案額の内訳を作成し提案すること。また、**必ず業務責任者を定め、その氏名を記載すること**。ただし、提案者が判別できるような記載等は行わないこと。
- 令和2年（2020年）以降に国または地方公共団体から受託した、PR・インタビュー動画の作成、インタビュー記事の作成実績がある場合は発注者名、受託業務名、契約期間、作成した動画や記事のURL、業務内容の概要について、記載しても支障がない範囲で記載すること。同様に、Webページの作成、広告の掲載に係る業務実績がある場合は、発注者名、受託業務名、契約期間、関わったWebサイトのURL、業務内容の概要について、記載しても支障がない範囲で記載すること。
- 提案書には、岡山市SDGs推進パートナーズへの登録の有無を記載すること。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

4 委託内容

(1)PR 動画

- ① テーマを 3 つ以上定め、それぞれのテーマについて 1 本ずつ縦型動画を作成すること。本業務のターゲットに対して訴求効果の高そうな内容とすること。
- ② 動画の長さは、最長 1 分程度(YouTube short 動画等用)とすること。
- ③ 動画の内容は、動画のテーマに基づき、岡山市と協議したうえで決定したものとすること。
- ④ 受託者にて撮影対象の選定、撮影交渉、取材、シナリオの作成、撮影、編集全般(映像・音声、テロップ入力等)を行うこと。
- ⑤ 特別な意図がある場合を除き、撮影は晴れた日に行うこととし、予備日を設けるなど柔軟に対応すること。
- ⑥ 作成した動画は、一般的なインターネット環境にあるネットユーザーがストレスなく閲覧できる容量、ファイル形式にエンコードした上で公開すること。
- ⑦ 動画はハイビジョン以上の品質とする。
- ⑧ 動画に人物を出演させる場合は、原則として受託者で手配するものとする。ただし、ごく少数である、本格的な演技を必要としない、年代・性別・服装などに過度な条件がないなど、市と協議したうえで市が認めた場合は市が手配する。
- ⑨ 既存の移住 PR 動画「それが岡山市」1～5 話
(<https://www.youtube.com/watch?v=Dn9mfMfK4GA>)、6～10 話
(<https://www.youtube.com/watch?v=0knN7iRve44>)との差別化を図ること。

(2)移住者インタビュー動画

- ① 本業務のターゲットに対して訴求効果の高そうな内容を受託者にて考案すること。ただし、インタビュー対象者は 1 名以上とし、そのインタビューをもとに 3 本以上の縦型動画を制作すること。移住のきっかけ、移住先に岡山市を選んだ理由、移住実現までの道のり、移住後の生活スタイル、移住者自身が感じる岡山市の魅力など、ターゲットが「岡山市への移住」に魅力を感じることができるものとすること。
- ② 動画の長さは、最長 1 分程度(YouTube short 動画等用)とすること。
- ③ その他については(1)④～⑧と同様とする。

(3)移住者インタビュー記事

- ① 本業務のターゲットへ訴求効果の高そうな内容を受託者にて考案すること。ただし、(2)と同一人物を取り上げ、動画から記事に誘導する形にすること。(2)で複数人のインタビューを行った場合は、記事でもその全員を取り上げること。
- ② 記事の内容は、おかやませいかつのコンテンツ「移住者インタビュー」(<https://okayama-life.jp/interview>)」を参考とし、移住のきっかけ、移住先に岡山市を選んだ理由、移住実現までの道のり、移住後の生活スタイル、移住者自身が感じる岡山市の魅力など、移住者目線での情報を伝えられるものとすること。
- ③ 受託者にて取材対象の選定、シナリオの作成、撮影、編集全般(文字起こし、校正、校閲

等)を行うこと。

- ④ シナリオ完成時、記事の仮編集時の各段階で、岡山市との間でシナリオ、記事の確認等を実施し、岡山市の要望に応じて適宜修正を行うこと。

(4) ウェブページの改修

- ① おかやませいかつ上の「5分でわかる岡山の魅力」(<https://okayama-life.jp/attraction>) (以下、ウェブページ)について、全面的に掲載内容等をリニューアルすること。
- ② 現在は、自然環境、交通、暮らし良さ、子育て・教育、医療、食べ物の6テーマについて掲載しているが、よりターゲットへ訴求効果の高そうな岡山市の魅力について受託者にて独自に情報収集を行い、それらをより効果的な内容へ編集し、ウェブページを改修すること。また、テーマの数は問わないが、可能な限り(1)で定めたテーマはすべて含めること。
- ③ 掲載の際の文言や写真、画像についても受託者で用意すること。ただし、市から掲載内容の指定がある場合等、やむを得ない場合はその限りでない。
- ④ ウェブページへの掲載にあたっては、おかやませいかつ管理業者と直接協議・データのやり取りを行うこと。本業務には、該当ページに係るコーディングを含むものとする。ただし、CMSへの組み込みなど実装作業についてはおかやませいかつ管理業者が担うものとする。そのため、成果物についてはおかやませいかつ管理業者と協議し、掲載可能な形式で納品すること。

【提案項目】

- (1) については定めるテーマのすべてを提案し、そのうち最低1本以上はカット割りがわかるようなものを提案すること。動画に人物を出演させる場合、受託者で手配するか市に手配させるかを明記すること。
- (2) については、カット割りがある程度わかるような提案をすること。ただし、すべての動画について作成する必要はなく、最低1本以上カット割りがわかれればよい。
- (2) と (3) については、どのような人物に対してどのようなテーマで作成するか記載すること。提案時に出演が見込める人物がいれば、具体的に提案すること。
- (4) については、どのような岡山の魅力を取り上げるか、そこにどのような内容を掲載するかなど、具体的な内容についても提案すること。また、ワイヤーフレームについても提案すること。
- (4) については、テーマの数は問わない。

5 協議

- ① 動画のシナリオについての協議の際は、絵コンテ等の資料を作成し、動画の構成・演出等について岡山市と事前に最低1回以上協議・合意するものとする。
- ② 動画のシナリオ完成時、動画の仮編集時の各段階で、岡山市との間でシナリオの確認・試写等を実施し、岡山市の要望に応じて適宜修正を行うこと。
- ③ 協議実施後は、内容をまとめた議事録を作成し、3日以内に岡山市に提出すること。

6 広告

- ① 制作した動画について、本業務のターゲットに対する効果的な情報発信を実施すること。
- ② 本業務で作成した全ての動画の表示回数の合計が 80 万回以上となることを目標とする。本業務の費用のうち、広告料は 100 万円とする。
- ③ 受託者は、効果的な広告の掲載計画を作成し、岡山市の承認を得た上で広告を掲載すること。
- ④ 岡山市と受託者との協議により必要と認めた場合については、適宜、広告の実績について中間報告を行うとともに、その後の広告の掲出方法等について協議を行うこと。
- ⑤ 広告の掲載期間が終了したら、広告の実績を報告すること。

【提案項目】

- 情報発信の具体的な手法・計画、測定・分析方法を提案すること。

【独自提案項目】

- 広告媒体は YouTube を想定しているが、その他に効果的と思われる媒体があれば積極的に提案すること。

- その他、効果的と思われる手法等があれば積極的に提案すること。

7 著作権

受託者は、本業務の範囲内で製作した成果物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいい、第27条、第28条に定める権利を含む。)を、本委託業務完了時に岡山市に無償で譲渡するものとする。

8 成果物

(1) 提出する成果物は以下のものとする

提出物	提出形態
① 動画データ	mp4
② サムネイル等写真データ	jpg あるいは png
③ インタビュー記事	Word
④ ウェブページのリニューアルコンテンツ(おかげやまぐらし管理業者に提供した写真、画像、テキスト、掲載情報の根拠データ、その他ファイル等)	電子データ

(2) 提出先

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目 1-1(市民協働企画総務課内)

おかげやまぐらし推進室

TEL:086-803-1335 Email: ijuteiju@city.okayama.jp